平成２８年（フ）第５２２号
神戸市長田区上池田６丁目４番20号、従前の住所神戸市西区玉津町今津579番地の３
債務者　樋口　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２３号
神戸市長田区上池田６丁目４番20号、従前の住所神戸市西区玉津町今津579番地の３
債務者　樋口　美幸
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２６号
神戸市灘区灘南通１丁目２番３号　グランディア灘南通204
債務者　二瓶　由之
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４９号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地市営竜が台住宅13―702号
債務者　久松　弘枝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５３号
神戸市北区甲栄台３丁目１番28―54号
債務者　田中　知恵
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５４号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番３―102号
債務者　阪倉志保子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５号
兵庫県川西市花屋敷１丁目29番14号11、前住所兵庫県川西市丸の内町11番４号102
債務者　谷川　仁美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―1003
債務者　杉谷あゆみ
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
兵庫県川西市東多田１丁目16番13号105、申立時の住所兵庫県川西市平野１丁目25番19号
債務者　丹上美由紀
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
奈良県生駒市東菜畑２丁目928番地１
債務者　東本　　明
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９１号
奈良県大和郡山市額田部北町1039番地10
債務者　田中　宗弘
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市富安１丁目151番地　コーポＴ151　301号、旧住所鳥取県鳥取市覚寺398番地
債務者　前田　絵美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１３号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2410番地
債務者　児玉　洋樹
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８３号
沖縄県那覇市樋川１丁目16番11号リーガルプラザ２階、住民票上の前住所沖縄県那覇市字国場25番地グランコート101
債務者　島袋奈保子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５７号
石川県加賀市大聖寺敷地ヌ１番地１　敷地団地54号室、従前の住所石川県加賀市熊坂町イ１番地１　シティハイツ未来103号室
債務者　虻川千代美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１４９号
福井市門前町第５号25番地３　友豊ハイム205、旧住所福井県大野市篠座17号23番地大野荘
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
長野県茅野市北山4035番地２　城の平２期Ｂ―238
債務者　奥村　英子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部